

別紙3

(案)

令和6年10月 日

鳥取県公安委員会委員長 様

鳥取市生活交通会議
会長 谷本 圭志

鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、鳥取市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について下記のとおり合意したことを証する。

記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別紙「停留所一覧」のとおり。
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
一般旅客自動車運送事業者（株式会社翼運輸）が行う自家用有償旅客運送「気高循環バス」（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条）の用に供する自動車。
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるよう
にするため必要と認める事項
1の停留所における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

【添付書類】

- ・鳥取市生活交通会議設置要綱
- ・鳥取市生活交通会議委員名簿
- ・鳥取市生活交通会議議決結果